様式第１号別紙１

潟上市移住者支援補助金の交付申請に関する誓約事項

１　第２期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、秋田県及び潟上市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び潟上市移住者支援補助金交付要綱に基づき、移住者支援補助金の全額、半額、４分の１の額又は８分の１の額を返還します。

（１）移住者支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住者支援補助金の申請日から３年未満に県外に転出した場合：全額

（３）第４条第２号の要件に該当して移住者支援補助金の交付を受けた場合にあっては、移住者支援補助金の申請日から１年以内に同号の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住者支援補助金の申請日から３年以上５年以内に県外に転出した場合：半額

（６）移住者支援補助金の申請日から３年未満の間に県内の他市町村に転出した場合：４分の１の額

（７）移住者支援補助金の申請日から３年以上５年以内の間に県内の他市町村に転出した場合：８分の１の額

３　住所、就業先等の移住者支援補助金の要件に関する事項の異動について、移住者支援補助金受給の要件となる就業先法人が当該事実を秋田県及び潟上市に報告することに同意します。

４　第４条第４号の要件に該当して移住者支援補助金の交付を受ける場合にあっては、本事業の実施のために、潟上市が主催、共催及び出展した移住促進を目的としたイベント若しくは潟上さ～くる事業で得た個人情報について、秋田県及び潟上市が確認することに同意します。

申請者署名

様式第１号別紙１

記載例

潟上市移住者支援補助金の交付申請に関する誓約事項

１　第２期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、秋田県及び潟上市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び潟上市移住者支援補助金交付要綱に基づき、移住者支援補助金の全額、半額、４分の１の額又は８分の１の額を返還します。

（１）移住者支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住者支援補助金の申請日から３年未満に市外に転出した場合：全額

（３）第４条第２号の要件に該当して移住者支援補助金の交付を受けた場合にあっては、移住者支援補助金の申請日から１年以内に同号の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住者支援補助金の申請日から３年以上５年以内に県外に転出した場合：半額

（６）移住者支援補助金の申請日から３年未満の間に県内の他市町村に転出した場合：４分の１の額

（７）移住者支援補助金の申請日から３年以上５年以内の間に県内の他市町村に転出した場合：８分の１の額

３　住所、就業先等の移住者支援補助金の要件に関する事項の異動について、移住者支援補助金受給の要件となる就業先法人が当該事実を秋田県及び潟上市に報告することに同意します。

４　第４条第４号の要件に該当して移住者支援補助金の交付を受ける場合にあっては、本事業の実施のために、潟上市が主催、共催及び出展した移住促進を目的としたイベント若しくは潟上さ～くる事業で得た個人情報について、秋田県及び潟上市が確認することに同意します。

上記の誓約事項を確認の上、自署で氏名を記入

申請者署名